

## 1 公文書の公開を請求することができる者

### 1 - 1 「公文書」とは何か。

#### 【解釈】

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

「実施機関の職員」とは、実施機関が指揮監督権を有するすべての職員（臨時的任用職員を含む。）をいい、一般職、特別職を問わない。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、当該情報等について自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により委任又は補助執行を受けている事務等を含む。

「文書」とは、起案文書、供覧文書のような一般の文書や台帳類、帳票類等をいう。

「図画」とは、各種地図、設計図、ポスター等といった図形や絵画等による表現物をいう。

「写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）」とは、ネガフィルム、スライドフィルム等に記録されている情報を印画紙に焼き付けたものをいう。マイクロフィルムは、厳密に言えば印画紙に焼き付けるものではないが、フィルムから現像されるという点で写真に準ずるものとして含むこととした。デジタルカメラによって撮影された画像データをプリントアウトしたものは、記録媒体がフィルムでないことから、ここには含めず、電磁的記録に含む。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいう。録音・録画テープ、フロッピィディスク等のように専用機器を用いなければその内容の確認ができない記録媒体に記録されたものをいう。

「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの（いわゆる組織共用文書）を意味する。従って、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに該当しない。

「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、容易に入手することができ、その内容を知り得ることから公開請求の対象外とした。従って、実施機関が保有する書籍等は、公文書には含まれないので、この条例に基づく情報

公開の対象とはならない。具体的には、各主管課等において所有する書籍等がこれに該当する。

#### 【運用】

##### 1 組織共用文書の範囲

組織共用文書は、大きく「作成した文書・図画・写真」と「取得した文書・図画・写真」と「電磁的記録」に分けられるが、これらがどの時点をもって組織共用文書となるのかの一般的基準を示すと次のようになる。

###### 作成した文書・図画・写真

課長等の一定の権限を有する者を含めて行われる組織的に検討を付された時点をもって、組織共用文書となる。具体的には、課長等に対し説明をした時点、課長等がその内容を知った時点等となる。

###### 取得した文書・図画・写真

実施機関が受領し、組織として利用可能となった時点をもって、組織共用文書となる。具体的には、実施機関に到達した時点、会議出席者等に配布された時点等となる。

###### 電磁的記録

組織として利用可能となった時点をもって組織共用文書となる。具体的には、庁内LANの組織共用フォルダに記録として保存され課員が使用できるようになった時点、当該録音又は録画され、課員が聴取又は視聴できるようになった時点等となる。ただし、組織共用フォルダにおける個人の使用領域（個人用フォルダであって、通常他の職員が閲覧しないもの）に当該情報が存している場合、その内容によっては、組織共用文書に該当しないもの（例えば備忘録的なメモ、スケジュールの類）もあり得るので、そのような場合は個別に判断する必要がある。

##### 2 官報等の公開請求について

官報等の公文書の対象外となる文書の公開請求があった場合は、公文書に該当しないのでこの条例に基づく公開請求ができない旨を説明し、公開請求をしないよう指導するものとする。指導した上でなお請求がある場合については、当該請求は却下するものとする。

##### 1 - 2 公文書の公開を請求することができる者の範囲

#### 【解釈】

- 1 「市の区域内に住所を有する者」とは、原則として市の区域内に住居基本台帳による住所を有する個人をいう。ただし、記録はないが、市の区域内に生活の本拠を有し、現に居住していることが明らかな個人についても含むものとする。
- 2 「市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、市の区域内に本店、支店、営業所、工場その他の社会的、経済的活動を営む拠点を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- 3 「その他の団体」には、自治会、青年団、消費者団体、PTA等のいわゆる権利能力なき社団等（法人格を有しないが、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ、代表者が定められている社団又は財団をいう。）を含む。

- 4 「市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、第2号の事務所又は事業所に通常勤務している個人をいい、講演や会議の出席のために一時的に事務所又は事業所に滞在する者は含まれない。
- 5 「市の区域内に存する学校に在学する者」とは、市の区域内に設置された学校に在学する個人をいう。「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校のほか職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設等をいう。
- 6 「実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する者」とは、第1号から第4号までに該当しない者であるが、その請求の理由を明示して請求する者をいう。いわゆる広義の住民以外の者については、請求に際し、理由の明示を求めることにより、情報公開請求権が発生することとなる。なお、ここで明示させる請求の理由は、公開の可否の判断において何の影響も与えない。

#### 【運用】

- 1 公開の請求があった場合、請求権者に該当するかどうかの確認は、請求書の記載事項を審査して行い、身分を証明するものの提示等は求めないものとする。
  - 2 未成年者からの請求については、情報公開制度の意味や公開請求の手続について理解することができ、写しの交付に要する費用の負担能力があると認められる場合には、単独で請求を認めるものとする。基本的には、義務教育を終了した者（15歳以上）であれば、請求を認めるものとする。
  - 3 代理人による請求については、代理関係を証明する書面(委任状等)の提出を求め、代理関係の確認をするものとする。
  - 4 第5号に該当する者が明示する理由の記載内容については、例えば「研究のため」とか「取材のため」とかの様に、その理由を端的に示すもので足りるものとする。
- 
- 2 公文書の公開の請求の方法
    - 1 公文書の公開請求は、公開請求者の権利の行使として、公文書の公開・非公開の決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、不服申立てや抗告訴訟につながることも予想されるものであるから、事実関係を明確にしておく必要があるため、請求の手続を書面で行う書面主義を採用する。従って、口頭や電話による請求は認められない。ただし、遠隔地に居住している者等の便宜を考慮して、郵送やファクシミリによる公開請求書の提出は認めるものとする。
    - 2 「公文書を特定するに足りる事項」とは、具体的な公文書の件名又は実施機関が公開請求に係る公文書を特定し得る程度の公文書の内容の記載をいう。
    - 3 「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に記載漏れがある場合や、「公文書を特定するに足りる事項」の記載に不備があり、公開請求に係る公文書が特定できない場合等をいう。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正することができるものとする。
  - 3 公開しない情報
    - 3 - 1 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)若しくは徳島市議会会議規則(昭

和 4 2 年徳島市議会規則第 1 号)の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

#### 【解釈】

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の命令と条例（徳島県の条例を含む。）をいう。
- 2 法令において非公開とされるものについては、地方自治法第 14 条第 1 項（条例は法令に違反しない限りにおいて制定できる）の規定から、非公開としなければ法令に違反することとなるので、実施機関に裁量がなく、当然、非公開としなければならない。また、この条例が情報公開制度における一般法（一般に適用されるべき事項を規定する法）であることから、この条例に対する特別法（特定の者、事項又は地域に限定して適用される法）となる他の条例で非公開とされているものは、特別法優先の原則（1つの法律関係について一般法と特別法が併存しているときは、まず特別法を適用した後、補充的に一般法を適用する原則）により、特別法である他の条例が優先されるので、非公開となる。
- 3 徳島市議会会議規則は、法形式上は規則であるので、本来ならば法令秘情報には含まれない。そもそも規則を法令秘情報に含めないのは、規則が執行機関限りで制定できるものであるので、含めると恣意的に非公開対象を増やすことができ、情報公開制度の適正な運用ができなくなるからである。しかし、徳島市議会会議規則については、条例と同様に議会の審査を経るので恣意的に非公開対象を増やされるおそれがないことや議会が実施機関である他の執行機関とは異なる議決機関であるという特殊性を考慮して、条例に準ずるものとして法令秘情報に含めることとした。
- 4 「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等」とは、国の機関（各大臣、各省庁等）から法律上又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が具体的に示されているもので実施機関が従う義務のあるものをいい、当該指示に類する行為も含まれる。具体的には、地方自治法第 245 条の 7 の規定による第 1 号法定受託事務に関しての是正の指示、同法第 245 条の 9 の規定による第 1 号法定受託事務を処理するに当たって準拠すべき基準として各大臣が定めたもの等により非公開とされている情報等が該当する。是正の指示等は、通知、告示等により行われるが、法令等の範疇に入らないので、規定する必要がある。
- 5 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の文言、趣旨等から明らかに公にすることができないと認められる情報であって、次に掲げるものをいう。
  - 明文の規定により閲覧又は写しの交付が禁止されているもの
  - 目的外の使用が禁止されているもの
  - 法令等により守秘義務が課されているもの

#### 【運用】

- 1 地方公務員法第 34 条の守秘義務については、守るべき秘密 = 実質秘（一般的に了知されていない事項であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるだけではなく、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの）の範囲が不明確であることから、実質秘に該当すると思われる

情報については、非公開情報に該当するか否かを十分に検討の上、実質的な理由を厳正に判断し、守秘義務のみをもって法令秘情報として非公開としてはならない。

2 この号に該当する情報としては、次のようなものが考えられる。

明文の規定により閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

- ・ 印鑑の登録及び証明に関する条例第20条（印鑑登録原票及び関係書類）

目的外の使用が禁止されている情報

- ・ 統計法第40条（調査票情報等の利用制限）

法令等により守秘義務が課されている情報

- ・ 地方税法第22条、消防法第4条第4項、住民基本台帳法第35条、児童福祉法第61条、医療法第72条

3 - 2 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

#### 【解釈】

1 「個人に関する情報」とは、個人に関するすべての情報であって次に掲げるようなものをいう。

戸籍的事項に関する情報（氏名、住所、本籍等）

経歴等に関する情報（学歴、職歴等）

心身に関する情報（既往歴、健康状態等）

財産状況に関する情報（財産、所得等）

能力、成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）  
思想、信条等に関する情報（思想、支持政党、信仰等）  
個人別に付された番号に関する情報（住民基本台帳コード、口座番号等）  
その他個人の生活に関する情報（家族構成、居住状況等）  
映像・音声記録で識別できる情報（会議の録音、式典出席等）

「特定の個人を識別することができる」とは、上記に掲げる情報等の記述等により、特定の個人を明らかに識別することができ、又は識別され得る可能性があるものをいう。

- 2 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報それだけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。ここにいう「他の情報」とは、公知の事実（一般の社会人がその存否の確実なことについて少しも疑いをはさまない程度に知れ渡っている事実のこと）や、図書館等で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報をいい、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報は、原則として含まれない。
- 3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」とは、未発表の著作物や反省文等のように、個人識別性のある部分を除いて公開しても、なお財産権や個人の人格といった個人の正当な権利利益を害するおそれをいう。
- 4 ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいう。「法令等の規定により」とは、何人に対しても等しくその情報を公開することを定めている規定に限られ、期間の制限や目的による制限がある規定は、適用されない。また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠はないが、事実上の慣習として、一般に公表されている又は公表することが予定されている情報であって、公開しても一般に個人の権利利益を侵害するものではないと認識されるもの又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるとしても軽微なものの範囲内にとどまると考えられるものである場合をいう。従って、過去に公にされたものであったとしても、個別的な事例であると認められる場合は、適用されない。
- 5 ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、個人情報公開することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、非公開とすることにより保護される個人の権利利益とを比較衡量してなお公開することが必要であると認められる情報をいう。その判断は、個別の事案に応じて慎重に比較衡量した上でなければならず、その理由も客観的で妥当なものでなければならぬ。なお、「保護するため」の要件は、人の生命等に現実に被害が発生している場合に限らず、将来的に侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。
- 6 ただし書ウは、公務員等については、個人としての権利利益が保護される必要が認められる一方で、実施機関の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、公開する

ことの公益性が高いことから、非公開情報から除外することとしたものである。「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名及び補職名を含む。）を、「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が属する機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。住所、電話番号、学歴、職歴、給与、健康状態、家族構成等明らかに当該公務員等の個人に関する情報や、勤務態度、勤務成績、勤務評価、処分歴等職務に関する情報であるが、その身分取扱いに関する情報は、「職務遂行の内容に係る情報」には該当しない。「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれ」とは、氏名が公になったことにより、当該職務の遂行に著しい支障が生じる場合や当該公務員等が犯罪に巻き込まれるおそれがある等公務員等の生命・身体に危険が及ぶおそれをいう。

#### 【運用】

- 1 公開・非公開の判断は、公開請求者が誰であっても同様に判断されるべきものであり、その判断は、あくまで公開請求対象情報の内容によることから、公開請求対象情報が、たとえ公開請求者本人のものであったとしても、第三者が公開請求した場合と同様に原則非公開とする。請求者本人の個人情報については徳島市個人情報保護条例第14条第1項に規定する開示請求を行うよう指導する。
  - 2 ただし書イにより個人情報を公開決定する場合は、条例第14条第2項第1号の規定により、第三者保護の手続が義務付けられている。
- 3 - 3 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

#### 【解釈】

- 1 「法人その他の団体」には、会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人（NPO）、政治団体、外国団体、権利能力なき社団等がある。一方、国等については、私法上の法人とは異なるものであるので、この号から除外し、第5号（事務事業情報）等によって判断する。「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 2 「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得等の事業活動に直接関係する情報をいい、その事業活動と直接に関係しない個人に関する情報（例えば事業を営む個人の家族構成や法人に勤務する個人の情報等）は、この号に該当せず、第2号の個人情報で判断する。
- 3 「権利」とは、単に財産権的なものだけではなく、集会・結社の自由や表現の自由のような憲法上の権利（自由権）を含めた法において保護されるべき権利一般をいう。「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のようなもの

をいう。

生産活動、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの  
経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの

経営内容、資産内容等の信用に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されるおそれがあるもの

その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が害されるおそれがある情報

ただし、上記各号のいずれかに該当すると認められる情報であっても、公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報や当該法人等又は事業を営む個人が広報等のために公表した資料から何人でも知り得る情報である場合は、害するおそれが生じないので、この号は適用されない。

4 ただし書は、3 - 2 ただし書イに同じ。

#### 【運用】

ただし書により法人情報を公開する場合は、条例第14条第2項第1号の規定により第三者保護の手続が義務付けられている。

3 - 4 市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

#### 【解釈】

- 1 「市の機関」とは、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか附属機関等も含む。「国等の機関」とは、国、都道府県及び他の市区町村のすべての機関並びに独立行政法人等のすべての機関をいう。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関及び国等の機関の内部又は相互間で行われる審議等に関連して作成し、又は収集した情報をいう。具体的な意思決定の前段階での自由討議や意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、有識者等による研究会における資料等がこれに該当する。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの干渉や圧力等により率直な意見の交換が妨げられ、中立の立場での意思決定が不当に損なわれるおそれをいう。「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報を公にしたり、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれをいう。ここにいう「不当に」とは、審議等の途中段階の情報を公にすることの利益と適正な意思

決定手続の確保への支障又は市民への影響とを比較衡量し、なおその支障又は影響が見過ごし得ない程度であることをいい、「おそれ」とは、単に確率的に「かも知れない」程度のものをいうのではなく、法的に保護される蓋然性が客観的に認められるものをいう。

- 4 原則として意思決定された後については、この号の適用を受けないこととなる。しかし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を受けて次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的・連続的な場合は、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して、この号に該当するかどうか検討する必要がある。

#### 【運用】

説明責任の観点からいえば、意思決定前の情報であっても、市政の諸活動に関するものである以上、できる限り公開しなければならない。しかし、この号に掲げる3つのおそれがあると認められるものについては非公開とすることが妥当であるから非公開とするものである。従って、この号に掲げる3つのおそれに該当しないものについては、意思決定前の情報であっても、当然、原則公開となる。

- 3 - 5 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### 【解釈】

- 1 「市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報」とは、事務又は事業に直接使用する目的で、市の機関等が作成し、又は取得した情報のみならず、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- 2 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げるものは、市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業において、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的にすべて列挙することが技術的に困難であることから、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含んでいると容易に想定される5つの類型を例示的に列挙したものである。これら以外の「公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」として包括的に規定している。「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それ」とは、当該事務又は事業に関する情報を公にすることにより生じる利益と、公にすることにより生じる支障とを比較衡量して、なお支障が見過ごし得ない程度となるものをいう。「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが求められており、「おそれ」の程度も単なる確率的な問題ではなく、法的保護に値するだけの蓋然性が客観的に認められるものが求められている。

- 3 アの「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等が、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価・判断を加えて一定の決定を行うことがあるという事務の性質上、例えば監査等の対象、実施期日、調査事項等の詳細な情報や試験問題のように、事前に公にすれば適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、違法とまではいかないが妥当ではない行為を助長したり、巧妙に行うことで隠ぺいがしやすくなる等のおそれをいう。また、事後であっても、違反事例等の詳細記録のように、公にすると他者に法規制を免れる方法を示唆するおそれがあるものも含まれる。
- 4 イの「市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、市又は国等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟においては、自己の意思により又は訴訟手続上で相手方と対等な立場で遂行する必要があり、一般の法人と同様に当事者としての利益を保護する必要があることから、例えば、入札予定価格を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害されたりするおそれをいう。
- 5 ウの「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く住民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼしたり、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。
- 6 エの「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想を事前に公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれをいう。
- 7 オの「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人又は地方独立行政法人に係る事業について、企業経営という事業の性質上、第3号の法人情報と同様の考え方で、その正当な利益を害するおそれをいう。ただし、「正当な利益」の範囲については、公的性格が強い公営企業等と第3号の法人等とは全く同じというわけではなく、個別の業種等に応じて判断する必要がある。

#### 【運用】

この号に該当する情報としては、次のようなものが想定される。

公にすることにより、当該事務又は事業を実施する目的が失われると認められる情報

例： 実施前の試験問題、立入検査等の計画の内容、訴訟その他の争訟事案に関

する市の処理方針及び弁護士等との打合せ記録等

公にすることにより、当該事務又は事業若しくは反復継続される同種の事務又は事業の公正な実施を著しく困難にすると認められる情報

例： 試験の出題傾向が容易に推定される情報、職員の選考の内容及び過程を含む合否判定の基準が明らかになる情報

公にすることにより、特定の者に不当に利益を与えたり、不公平が生じたり、経費が著しく増大し、当該事務又は事業の実施の時期を大幅に遅らせる原因となる等事務又は事業の公正な遂行を著しく困難にすると認められる情報

例： 土地購入に係る計画の内容、交渉の相手方や交渉の方針等

公にすることにより、現在又は将来にわたり、関係者の理解、協力が得にくくなる等事務又は事業の適切な遂行を著しく困難にすると認められる情報

例： 損害賠償や損失補償等の地元協議に係る交渉の経過・内容等

3 - 6 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

【解釈】

1 「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ」とは、公にすることにより、テロ等の人々の生命等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入や破壊を招く等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、公にすることにより、捜査機関が公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することの行為を妨げるおそれ等公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれをいう。

2 感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等、公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察的な活動に係る情報は、この号ではなく、第5号の事務事業情報で判断する。

【運用】

警察権のない市においては、直接に捜査機関に係る情報を保有していないが、例えば、建築物の電気配線が分かるもののように不法な侵入を招きかねない情報や、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査照会に係る情報を保有している場合等がある。

3 - 7 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【解釈】

1 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報」とは、実施機関は、事務事業の執行にあたり、個人又は法人等から法令等の規定に基づく義務としてではなく、任意の協力に基づいて情報を得ている場合があり、これらのうち、公にしないことを条件として提供された情報をいう。よって、

実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から自発的に提供された情報は含まれないこととなるが、提供に先立ち、個人又は法人等の側から非公開の条件の提示がなされ、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、この号に含まれ得る。一方的な非公開の条件提示であって、実施機関が受諾しない状況で提供を受けた情報は、当然、含まれない。ここでいう「要請」には、強制力を持つ法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関に報告徴収権限がある場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

- 2 「個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該個人又は法人等の個別具体的な事情ではなく、当該個人又は法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、通常、公にしないものをいい、当該個人又は法人等において公にしていらない、というだけではこの号に該当しない。
- 3 「当時の状況等」とは、当該公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、事後の変更（例えば、その後に公になった場合や提供者が公にすることを承諾した場合等）を勘案する余地を残している。

**【運用】**

ただし書により公開決定をする場合は、第14条第2項第1号の規定により、第三者保護の手続が義務付けられている。